

使用済燃料中間貯蔵事業に関する 経緯と現状について



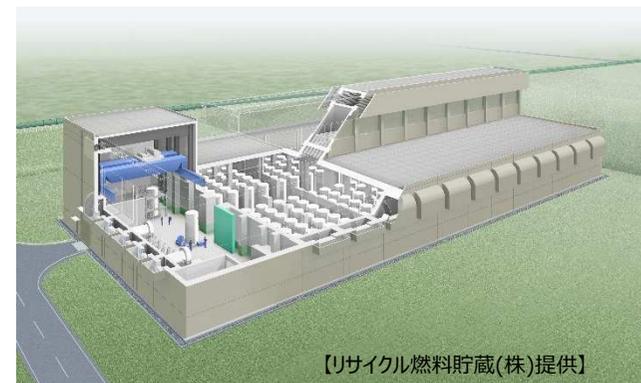
令和3年7月15日
むつ市企画政策部

1. 中間貯蔵施設の概要とこれまでの経緯

1-1. 中間貯蔵施設の概要

◆施設の概要

- (1)施設の名称 リサイクル燃料備蓄センター
- (2)事業主体 リサイクル燃料貯蔵株式会社（略称：R F S）
- (3)施設の計画地点 むつ市大字関根字水川目地内
- (4)貯蔵方式 乾式貯蔵方式
- (5)貯蔵量 最終的な貯蔵量：5,000トン
（東京電力HD(株)および日本原子力発電(株)の原子力発電所から発生する使用済燃料を貯蔵）
- (6)施設の建設 当初、3,000トン規模の貯蔵建屋を1棟建設し、その後2棟目を建設
- (7)建屋規模 約131m×約62m×(高さ)約28m（3,000トン規模の場合）
- (8)貯蔵期間 施設ごとの使用期間は50年間。キャスク(貯蔵容器)ごとにおいても最長50年間の貯蔵
- (9)主要な設備・機器
 - (a)使用済燃料を搬入・貯蔵・搬出するための設備
 - ・金属キャスク
 - ・貯蔵建屋
 - ・金属キャスク取扱設備
 - ・その他付帯設備（放射線監視設備等）
 - (b)輸送道路
 - (c)事務・管理棟



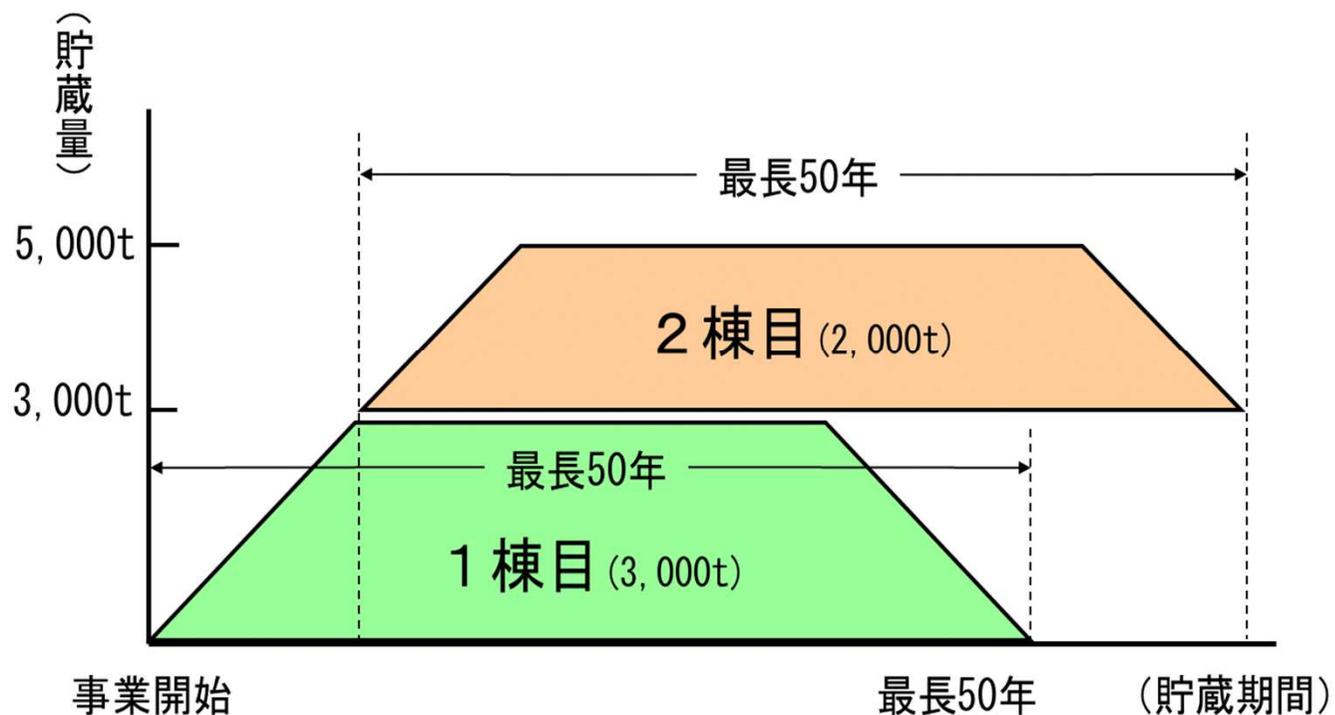
【リサイクル燃料貯蔵(株)提供】

「リサイクル燃料備蓄センター」イメージ図

1-1. 中間貯蔵施設の概要

◆貯蔵量の推移のイメージ

- 使用済燃料の最終的な貯蔵量は5,000トン（東電分 4,000トン、原電分 1,000トン）
 - 事業開始後40年目までに搬出について協議
 - 事業開始時期については、設工認申請の認可後に、具体的な目標時期を見極めるとしている。
- ※現時点（2018.12.28）では2021年度を見込む。



【リサイクル燃料貯蔵(株)提供】

1-2. 中間貯蔵施設の誘致表明と背景事情

◆誘致表明までの経緯

- H12. 6 「原子炉等規制法」の一部改正施行により、原子力発電所の敷地外において使用済燃料の貯蔵が可能となる
- H12.11 市長が市議会全員協議会において、中間貯蔵施設について説明
市が東京電力(株)に立地可能性調査を依頼
- H13. 1 東京電力(株)が調査を開始、むつ調査所を開設
東京電力(株)による住民説明会（市内各地で100回以上）
- H13. 3 市議会『使用済み核燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員会』を設置
- H15. 4 東京電力(株)が「リサイクル燃料備蓄センター」立地可能性調査報告書を市に提出
- H15. 6 「リサイクル燃料備蓄センター誘致推進協議会」誘致実現賛同者署名簿提出（2万名余）
市議会第176回定例会において、調査特別委員会委員長報告（「立地は可能である」）
市長が施設誘致を表明（第176回定例会）
- H15. 7 市長が東京電力(株)に対して施設立地を要請（7月23日）

立地可能性調査報告書を受け取る故杉山肅元市長



出典：リサイクル燃料貯蔵広報紙「Recycle Energy News」
2002年2月 Vol9

1-2. 中間貯蔵施設の誘致表明と背景事情

◆誘致に至った背景事情

東電、原電が抱えていた課題

- 原子力発電所から発生する使用済燃料を再処理工場へ運び込むまでの間の貯蔵場所について、**発電所の貯蔵プールだけでは将来的に足りなくなり、発電所の運転に支障を来す恐れがあった。**



むつ市が抱えていた課題

- 経営難のむつ総合病院への拠出金等の重い財政負担を抱えており、**財政再建団体への転落も危ぶまれるほどの危機的な財政状況**

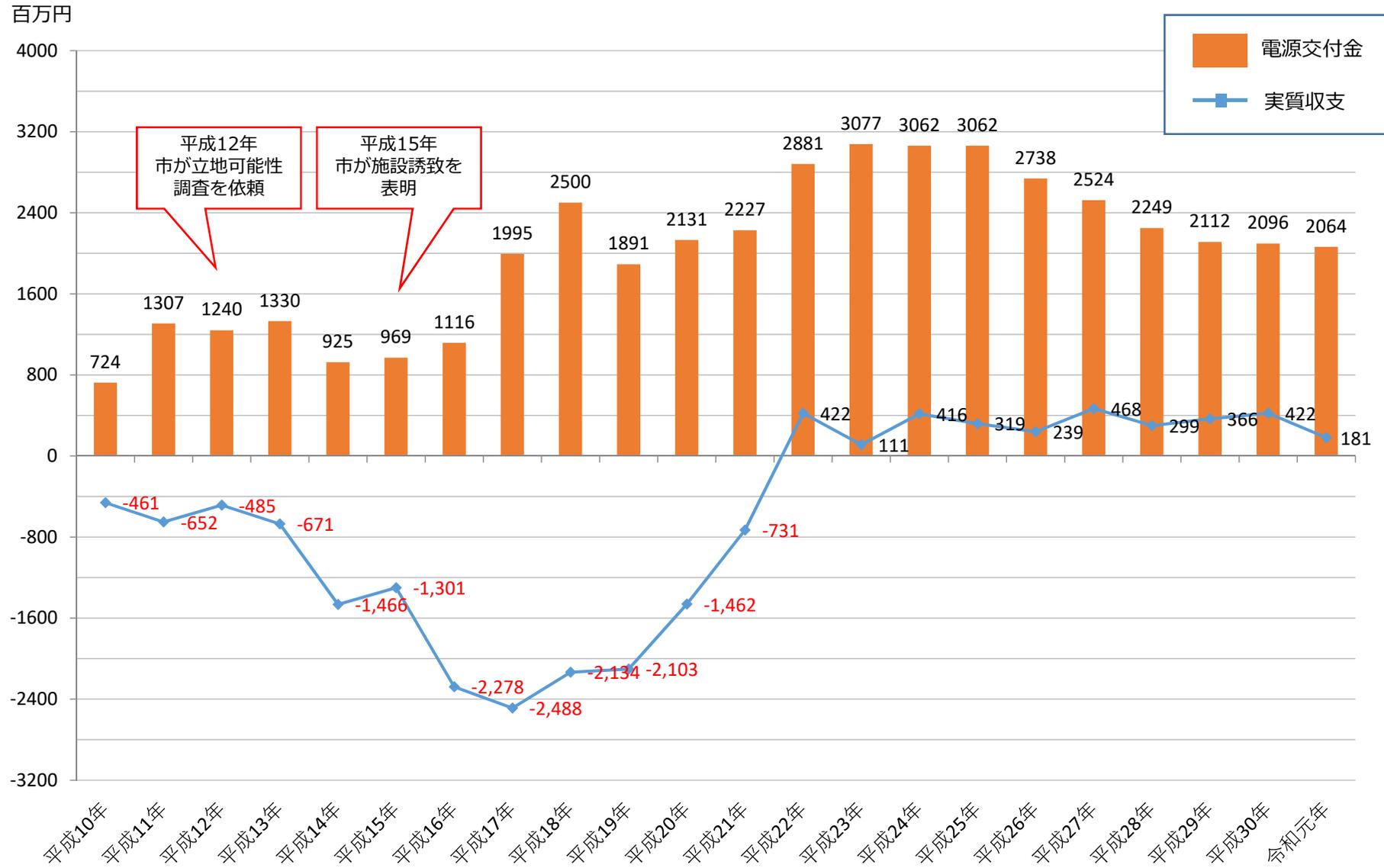
使用済燃料中間貯蔵施設の むつ市立地

**原発敷地外での
貯蔵場所を確保**

**財政再建に寄与する
国の交付金獲得**

1-2. 中間貯蔵施設の誘致表明と背景事情

◆ <参考> むつ市の実質収支と電源立地地域対策交付金の推移



1-3. 事業に対する理解活動

◆ 誘致検討に向け、市民の皆様にも事業を理解してもらい、意見を聞くための施策として実施

① 市民説明会

- 市民の皆様の率直な意見を聞くため、町内会、地域、全市レベルと、様々な規模で100回以上開催

② 施設見学会

- 原子力発電所（福島県大熊町）、乾式キャスク貯蔵施設（福島県大熊町、茨城県東海村等）、などを見学（3,400名以上参加）

③ 専門家会議

- 事業者が提出した立地可能性調査結果や事業構想が適切かどうか、7名の委員で構成する独立した専門家団体が独自に審査（5回開催）

④ 懇話会

- 市内の24団体の代表者を対象として説明会、施設見学会を実施し、施設立地について率直な意見を伺った。（6回開催）



1-3. 事業に対する理解活動

◆説明会でいただいた市民の皆様のご意見（代表的なものを抜粋）

市民の皆様のご意見	東京電力の回答
◆ 「中間貯蔵」と言いながら結局「永久貯蔵」になるのではないかと懸念されている。50年後には確実に搬出するのか。	◆ 我が国は原子燃料サイクル路線を基本的な政策とし、使用済燃料は再処理される計画となっている。 ◆ 中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策について、2010年頃から検討を開始し、その処理に必要な施設の建設・操業が六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに結論を得ることとされている。 ◆ 中間貯蔵の期間は、事業開始から50年間とし、操業後40年目までに搬出について協議させていただく。
◆ 中間貯蔵施設は最大でも2棟の建設なのか。貯蔵40年目までに搬出の協議をしようとしているが、具体的に何を協議するのか。	◆ 貯蔵量は5,000トン計画しており、3,000トン、2,000トン規模の施設を1棟ずつ、合計2棟のみの建設である。 ◆ 協議の中身であるが、貯蔵50年目までに使用済燃料を全量搬出するために、地元とリサイクル燃料の搬出スパン・量などを協議する。
◆ 事業主体について、東京電力を中心に、日本原子力発電の参画を得て新たに設立する子会社が運営しようとしているのはなぜか。	◆ 事業主体について、東電と日本原子力発電で、地域密着ということでむつに新会社を作って中間貯蔵の事業を責任を持ってやっていく。 ◆ 当然、親会社である東電と日本原子力発電は新会社に対して積極的な支援を行い、態勢を整えていくような形で支援していく。
◆ 地域振興に関して、もし施設が立地された場合の地域のメリットは。	◆ 原子力発電所の事例では、建設や管理運転により雇用が発生するほか、固定資産税も入る。また、電源三方交付金が交付されれば地域に役立つ。 ◆ 東京電力としてもこれからの地域の振興について、一生懸命考えていく。

1-4. 市議会調査特別委員会の状況

◆使用済燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員会

1. 審査の経過

- 委員会開催 15回（平成13年3月～平成15年6月）
- 現地及び先進地視察4回（平成13年5月～平成15年2月）

2. 審査の概要

- 委員会において、以下の**説明及び視察内容を踏まえ、慎重に調査と審査を実施**
 - ・市及び東京電力(株)による立地可能性調査及び事業構想の概要説明
 - ・市による専門家会議の調査検討結果報告及び懇話会の意見報告についての説明
 - ・市及び資源エネルギー庁による電源三法交付金に関する説明等

3. 委員長報告（平成15年6月むつ市議会第176回定例会本会議にて）

<馬場重利委員長>

- 2委員から中間貯蔵施設の「立地に支障なし」、「立地は妥当である」との意見が出され、これに大半の委員が賛同したことから意見のすり合わせをし、「**立地は可能である**」との表現で**本委員会の最終調査結果とする**こととした。
- なお、3委員から出された、「安全性に問題がある」、「住民投票の結果を見極めるべき」、「議論は尽くし足りない」等の反対意見については、少数意見の留保として取り扱うこととした。



採決により賛成多数で了承、特別委員会解散

1-5. 立地協定締結

◆協定締結の前提となった事業計画（東京電力提示資料「リサイクル燃料備蓄センターの概要」より抜粋）

1. 運営計画

(1) 事業主体

当社を中心に日本原子力発電(株)の参画を得て、共同で新たに設立する貯蔵・管理会社が、国から貯蔵事業の許可を受けて施設の建設を行い、事業を運営する。

(2) 事業開始時期

2010年までに操業を開始したいと考えておりますが、地元のご理解を得ながら、できるだけ早期の操業開始を目指す。

(3) 貯蔵量

最終的な貯蔵量：5,000トン（1棟目：3,000トン）

当社および日本原子力発電(株)の原子力発電所から発生する使用済燃料を貯蔵する。

(4) 貯蔵期間

施設ごとの使用期間は50年間とする。キャスク（貯蔵容器）ごとにおいても最長50年間の貯蔵とする。また、操業開始後40年目までに、貯蔵した使用済燃料の搬出について、協議させていただきたいと考えている。

(5) 使用済燃料の搬入予定量

年間200トン～300トン程度の使用済燃料を、4回程度に分けて搬入したいと考えている。

1-5. 立地協定締結

◆使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに關し了承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。
- (2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。
- (3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

（品質保証体制の構築）

第2条 丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

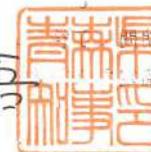
この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年10月19日

(甲) 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事

三村申吾



(乙) むつ市金谷一丁目1番1号

むつ市長

杉山 康



(丙) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力株式会社

代表取締役社長

勝俣恒久



(丁) 東京都千代田区神田美土代町1番地1

日本原子力発電株式会社

代表取締役社長

市田行則



1-6. 事業許可及び施設建設開始

◆使用済燃料中間貯蔵施設の建屋建設工事開始までの経緯

- H17.10 むつ市、青森県、東京電力(株)及び日本原子力発電(株)の四者において、「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定」を締結
(10月19日)
- H17.11 東京電力(株)と日本原子力発電(株)の共同出資により使用済燃料の貯蔵・管理事業を行う新会社「リサイクル燃料貯蔵株式会社(略称：R F S)」がむつ市に設立
- H19. 3 R F Sが事業許可申請を国に提出
- H20. 3 R F Sが準備工事に着手
- H22. 5 国がR F Sへ事業許可(5月13日)
R F Sが事業開始時期を変更[事業開始時期 H22年12月→H24年7月]
安全審査に関する市民説明会開催
- H22. 6 R F Sが設計及び工事の方法の認可申請書を国に提出
- H22. 8 国がR F Sへ設計及び工事の方法の認可(8月27日)
R F Sが使用済燃料貯蔵施設建設工事に着手(8月31日)



写真:工事開始の合図(取締役社長 久保誠)

出典：リサイクル燃料貯蔵広報紙「Recycle Energy News」
2010年11月 Vol55

1-7. 東日本大震災及び東京電力福島第一発電所の事故による影響

◆福島第一原子力発電所の事故を受けた新規制基準の施行

使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
(平成25年12月18日施行)

第1条 適用範囲
第2条 定義
第3条 使用済燃料の臨界防止
第4条 遮蔽等
第5条 閉じ込めの機能
第6条 除熱
第7条 火災等による損傷の防止
第8条 使用済燃料貯蔵施設の地盤
第9条 地震による損傷の防止
第10条 津波による損傷の防止
第11条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻・火山新設）
第12条 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止
第13条 安全機能を有する施設
第14条 設計最大評価事故時の放射線障害の防止
第15条 金属キャスク
第16条 使用済燃料の受入れ施設
第17条 計測制御系統施設
第18条 廃棄施設
第19条 放射線管理施設
第20条 予備電源
第21条 通信連絡設備等

<従来の規制との比較>

※過酷事故を防止するために基準を強化

追加の設備や運用方法が、設けられたもの。

新たな「国のガイドライン」に基づき、再評価したもの

新たに設備と運用の規制が設けられたもの。

従来の規制基準と同等のもの。

追加の設備や運用方法が、設けられたもの。

1-7. 東日本大震災による影響

◆事業開始時期の延期

- H23. 3 東日本大震災の影響により工事を休止
- H23. 4 貯蔵建屋建設工事を除く一般構造物建設等の諸工事の再開
- H24. 1 RFSが事業開始時期を変更
[事業開始時期 H24年7月→H25年10月]
- H24. 3 貯蔵建屋建設工事の再開 (3月16日)
- H25. 8 貯蔵建屋完成 (8月29日)
- H25.11 R F Sが事業開始時期を変更
[事業開始時期 H25.10月→未定]
- H25.12 新規制基準施行
- H26. 1 R F Sが事業開始時期を変更
[事業開始時期 未定→H27年3月]
- H27. 1 R F Sが事業開始時期を変更
[事業開始時期 H27年3月→H28年10月]
- H28. 9 R F Sが事業開始時期を変更
[事業開始時期 H28年10月→H30年後半]
- H30.12 R F Sが事業開始時期を変更
[事業開始時期 H30年後半→設工認申請の認可後に、具体的な目標時期を見極める。]
(補正申請書上では2021年度の見込み)

延期報告を受ける宮下市長



宮下市長の発言

①H28.9の報告時

- **当たり前のように延期が繰り返されることには深い憂慮**を覚える。事業開始のスケジュールは、単に事業者だけの問題ではなく、我々立地地域や国との約束事。これが**守られない**ということは、その都度、立地地域や国との信頼関係に傷がつくことになることを事業者は自覚するべき。

②H30.12の報告時

- 設工認の認可後に再度確実な目標を示していただくことについては了解。ただ、それまでは**地域との約束がない状態**という**ことを重く自覚**していただきたい。

➡ 事業開始時期を7回延期。本来は平成22年に稼働していた。

1-8. 現在の審査状況と今後の工程

◆事業開始までのスケジュール



出典：リサイクル燃料貯蔵広報紙「Recycle Energy News」
2021年3月 Vol91

- 2020年11月に原子力規制委員会より「事業変更許可」を取得。施設の安全確保に向けた基本設計の考え方について了承を得た。
- 現在は、「事業変更許可」の内容を踏まえた設備の詳細設計や追加の安全対策工事に関わる「設計及び工事の計画の変更の認可（設工認）」取得に向け審査に対応している。
- 認可取得による審査終了後は、安全対策工事、使用前検査を経て、地域住民の安全確保と環境保全を図るための地域と事業者による安全協定を締結し、事業開始を目指すこととなる。

1-9. 新税の検討

◆むつ市使用済燃料税の検討経緯

- H20. 5 故宮下順一郎前市長が新税創設の検討を表明
- H20. 6 むつ市新税創設事業推進PT（旧PT）を設置し検討開始
- H23. 3 東京電力福島第一原子力発電所事故
（中間貯蔵施設工事中断）
⇒新税の検討中断
- H24. 3 中間貯蔵施設 建設工事の再開
- H30.12 RFSより、事業開始時期について、設工認審査が完了した時点で見極めることとし、現時点で2021年度と見込まれる旨市に報告
- R 1. 8 むつ市新税検討PT（現PT）を設置し検討再開
- R1.8～12 PT会議を5回開催し、制度内容を検討、条例案を作成
- R2.1～ むつ市議会使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を設置し、審査
- R 2. 3 市議会臨時会にてむつ市使用済燃料税条例を可決・成立
- R2.3～ RFSより、申し入れのあった減免措置をはじめとする課税への合意取得に向け、協議実施



宮下順一郎市長（右）から辞令を受け取る
対馬映子税務調整官

PTは、対馬映子税務調整官をリーダーに、税務、企画、財政、エネルギー対策の四課の職員九人で構成。税率や課税単位、財政需要などを検討する。

同日、宮下順一郎市長が市役所で辞令を交付し、「新税は全県的にも、全国的にも注目されている。一丸となって取り組んでほしい」と訓示。その後、PTが今後のスケジュールや役割分担などを確認した。

新税は、同市に計画される使用済核燃料中間貯蔵施設に搬入される使用済核燃料が対象。二〇〇九年度中に条例を制定し、一〇年十二月に予定されている操業開始と同時に課税を始めた考え。同施設については、県も今後、課税を検討するものとみられ、市との調整が必要になる可能性もある。

むつ市は二日、使用済核燃料中間貯蔵施設を対象とした法定外税「使用済核燃料税（仮称）」の税率などについて検討する新税創設事業推進プロジェクトチーム（PT）を設置した。今秋にも素案を取りまとめる。

中間貯蔵施設対象の新税検討
むつ市がチーム設置
今秋にも素案まとめる

平成20年6月3日 デーリー東北 2面

1-9. 新税の検討

◆むつ市使用済燃料税の検討プロセス及び概要

先進自治体の視察

- ▶ 新潟県柏崎市、愛媛県伊方町、佐賀県玄海町を視察
- ▶ 前例を参考に、税目を「法定外普通税」、課税客体を「使用済燃料の受け入れ」及び「貯蔵」にすること等、条例案の素案を検討

希望のまちづくり市民のつどいの実施

- ▶ 市民の皆様に参加いただき、新税についての理解を深め、その必要性を確認し、グループワークを通じて新税の使い道を語っていただいた
- ▶ 先に実施していた市民団体アンケートの結果と合わせ財政需要及び税率案を検討

外部有識者への意見聴取

- ▶ 日本郵政(株)代表執行役社長増田寛也氏（元総務大臣、元岩手県知事）及び北海道大学大学院法学研究科教授米田雅宏氏から地方自治と行政法の観点から意見聴取を実施
- ▶ 当市の独自課税の取組の正当性を評価

むつ市使用済燃料税条例の概要

納税義務者	使用済燃料の貯蔵事業者
課税客体	使用済燃料貯蔵施設における使用済燃料の受け入れ及び貯蔵
課税標準	使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
税率	受け入れ19,400円/kg、貯蔵1,300円/kg
税収見込み	5年間で93.7億円 (RFS社の貯蔵計画を基に試算)



1-10. 共同利用案

◆国及び電気事業連合会からの申し入れ（令和2年12月18日）

<電気事業連合会・清水副会長>

- ✓ 業界全体の連携・協力として、**むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したい**と考えている。
- ✓ むつ中間貯蔵施設の共同利用は、原子力発電の使用済燃料対策の選択肢を広げる点で有効であり、かつ業界全体としての使用済燃料貯蔵の柔軟性を高めるものと考えている。
- ✓ 共同利用については、**御地元の御了解と安全確保が大前提**。
- ✓ 当然、現時点で個社の**共同利用を確定するものではなく**、今後、御地元の御理解を得る努力をしながら、共同利用化の検討を進めていきたいと考えているところ。

<経済産業省・小澤主席エネルギー・地域政策統括調整官>

- ✓ むつ中間貯蔵施設の共同利用という形で、新たな選択肢を検討することは、**核燃料サイクル政策を推進する上で大きな意義がある**。
- ✓ 国としても、事業者の考え方、あるいは検討状況を把握し、政策的な意義、あるいはその位置付けなどについてよく確認をした上で、御地元の理解が得られるよう、**主体的に取り組んでいく**。



<宮下市長>

- ✓ **一方的に霞ヶ関や大手町の決定を私達に押しつけるかのような、ことはあってはならないこと。**
- ✓ 共同利用の議論の前提として**中間貯蔵事業そのものへの懸念**を持っている。

懸念事項

- ① 青森県もむつ市も核のゴミ捨て場ではない。
 - ② 中間貯蔵施設は最終処分場ではない。
 - ③ むつ市が全国の受け皿になる必然性はない。
 - ④ 国策に翻弄される懸念
 - ⑤ 未来を自分達で決められなくなる懸念
- ✓ これら懸念事項が解決されない以上、**共用化ありきの議論はできない**。国の方でしっかりとした回答をまずはいただきたい。

2. 現状確認

東京電力HD及びRFSからの報告について

- ▶ 本年4月26日に、東京電力HDから、柏崎刈羽原子力発電所の不備の概要及びそのことを受けた原子力規制委員会の評価等について報告
- ▶ その際、併せて兼ねてから中間貯蔵事業の現状等を確認するため説明を求めていた使用済燃料搬入計画、電事連の昨年12月の申し入れ及び新税について両社から報告があった。



宮下市長が対応



<報告者>
東京電力HD宗常務、RFS坂本社長

2-1. 立地協定締結時の事業計画に対する考え方について

東電HD及びRFSの報告内容

<東京電力HD>

- ✓ 立地申入れ時に最終的な貯蔵量としてお示した5,000トンについては、現在、発電所の稼働や再処理、リサイクルの進捗を見通せる状況にないため、**確定的な計画などを示すことはできない。**
- ✓ ただ、中間貯蔵の建屋は50年という長期にわたり運用するものであり、現時点で最終貯蔵量を5,000トンとする計画を変更する状況にない。
- ✓ 福島第一原子力発電所の事故に伴う状況変化により、当初想定していた使用済燃料の発生量と発生ペースから変化していることは事実。したがって、立地申し入れ時に説明した毎年の搬入計画、即ち**毎年200トン～300トン搬入という計画については、当座の状況としては計画どおりの搬入は困難な見通しである。**
- ✓ 現時点で搬入開始時期やその後の搬入ペースに関する具体的数値を、**現実的な計画としてお示しできる状況にない。**



市の見解

- ✓ 事業者自身が**自社の事業の見通しを示せない**状況にある。
- ✓ また、こうした立地協定に関する重要な案件を、こちらの**要請に応える形で報告するのは無責任。**

2-2. 昨年12月の電事連による共用化の検討に着手したいという件について

東電HD及びRFSの報告内容

<東京電力HD>

- ✓ 地元のご理解が大前提であり、**共用化ありきでもなく、スタートにすら立つ前**であると認識している。

<RFS>

- ✓ **むつ市や青森県の皆様との長い歴史、経緯**があって、地域の理解が何よりも大事。**立地協定という大事な約束がある**ので地元の理解が得られることがまず大前提。



市の見解

- ✓ 東電、RFSの立場や考え方は理解。
- ✓ 電事連やその参画している企業、別の県ではなく、**東電、RFS自らが、事業そのものをどう考えていくか、主体的に対応してもらいたい。**

2-3. 東電とRFSの使用済燃料搬入計画の整合性について

東電HD及びRFSの報告内容

<RFS>

- ✓ RFS「貯蔵計画」（2021年度：1基）は、平成31年1月に、原子力規制委員会へ届け出た「工事計画」に基づいたあくまでも暫定的な計画。
- ✓ 東電「輸送計画」（2021年度：0基）は、年度末時点で、受け入れ側の事業者も含めて計画が定まっている範囲のものを公表するもの。
- ✓ RFSが**事業開始時期を見極められた段階で「貯蔵計画」、「輸送計画」ともに変更され整合が図られる。**



市の見解

- ✓ 時系列の違いということは理解できるが、**世間に対して、極めてわかりにくい。**
- ✓ 事業の見通しが不明な中だとしても、**それぞれの整合を時点時点ですべてとっていくことは重要であり両社の責務。**

2-4. 事業開始時期の明確な見通しについて

東電HD及びRFSの報告内容

<RFS>

- ✓ 昨年11月に長年の懸案であった「事業変更許可」を取得した。現在、この「事業変更許可」を受けて、事業開始に必要となる、安全対策工事を行うための「設工認」の審査対応に鋭意取り組んでいるところ。
- ✓ また、認可後に施工する安全対策工事の準備を鋭意進めているところ。
- ✓ 3年前に「工事計画」を届け出た以降、その後の事業変更許可の手続き等に時間を要し、この「工事計画」は、**当時の暫定目標（2021年度）より、厳しい計画**になっている。
- ✓ 「設工認」の審査や追加の安全対策工事等の今後の手続きを勘案して、**具体的な工程の見通しが得られた時点で、「工事計画」の見直しを検討しなければならない**と思っている。



市の見解

- ✓ 東京電力柏崎刈羽原発の運転禁止措置がRFSの運営に**影響がないという評価はできない**。その問題がある程度見通しが立たなければRFSの事業開始も見通せないのではないか。
- ✓ そうした観点からいくと**工事計画の2021年度という目標は達成が困難**ではないか。

2-5. むつ市使用済燃料税条例について

東電HD及びRFSの報告内容

<RFS>

- ✓ 「リサイクル燃料備蓄センター」の事業開始時期の見極め、東京電力等の発電所の再稼働の見通し、発電所からのもう一つの搬出先である日本原燃再処理工場への搬入計画等が定まらない状況の中で、弊社がむつ市ご当局と、**今後、細部を詰めるための協議を進めるにあたって必要となる具体的な計画が、現時点で、東京電力等から示される状況にならない。**
- ✓ ついては、「リサイクル燃料備蓄センター」の事業開始時期、発電所の再稼働等の見通しなども踏まえて、**東京電力から具体的な計画が示されることを待った上で、あらためて、具体的な協議をさせていただきたい。**

<東京電力HD>

- ✓ RFSの10月の主張「4項目について判断できる状況になったら」という部分は、私どもと認識は同じ。



市の見解

- ✓ 減免協議に関しては、**議会で議決いただいている条例に基づく協議である以上、市長の一存だけでは決められない。**
- ✓ **進められる部分は市としてはしっかり進めていくことだと思っている。**

《まとめ》 今後の論点について

1. 立地協定締結時の事業計画に対する考え方について

- ◆事業者が事業の見通しを示せないという問題については、**早急に事業計画の見直しを行い、市や市議会に報告**する必要がある。

2. 昨年12月の電事連による共用化の検討に着手したいという件について

- ◆国や電事連以前に、立地協定の当事者から、本件について何ら説明がない状況になっている。まずは**当事者としての考え方の整理**が必要。

3. 東電とRFSの使用済燃料搬入計画の整合性について

- ◆公表される内容が、極めてわかりにくいことに問題がある。少なくとも計画の**整合性が図られるべきであり、その説明責任を両社が果たす**必要がある。

4. 事業開始時期の明確な見通しについて

- ◆原子力規制委員会の審査を進捗させ、**実際の事業開始時期の見通しを早急に示す**必要がある。このことは、**市の行財政計画にも関連すること**であり、重大事項である。

5. むつ市使用済燃料税条例について

- ◆**担税力の根源は親会社**にあるので、特定納税義務者はRFSでも、**一体となって取り組むべき**である。



これらの論点が解消されなければ、事業全体の前進がないのではないか